

食品安全委員会農薬第一専門調査会

第1回会合議事録

1. 日時 令和2年5月20日（水） 16:00～17:24

2. 場所 食品安全委員会委員会室（Web会議システムを利用）

3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出、座長代理の指名
- (5) 農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について
- (6) 残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて
- (7) その他

4. 出席者

(専門委員)

浅野専門委員、小澤専門委員、小野専門委員、栗形専門委員、清家専門委員、
本間専門委員、松本専門委員、美谷島専門委員

(専門参考人)

赤池専門参考人、堀本専門参考人、増村専門参考人、與語専門参考人、
義澤専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、吉田（緑）委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、近藤評価第一課長、入江評価調整官、
永川課長補佐、横山課長補佐、福地専門官、藤井専門職、瀬島専門職、町野専門職、
塩澤係長、宮崎係長

5. 配布資料

資料1－1 食品安全委員会専門調査会等運営規定

- 資料 1－2 テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について
- 資料 1－3 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料 1－4 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
- 資料 2 農薬第一専門調査会専門委員等名簿（令和 2 年 4 月現在）
- 資料 3 農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について（案）
- 資料 4 残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて（案）
- 資料 5 食品安全委員会での審議等の状況
- 参考資料 1 食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について（第777回食品安全委員会資料（令和 2 年 3 月 24 日））
- 参考資料 2 農薬に関する専門調査会での審議状況一覧
- 参考資料 3 令和 2 年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容

○永川課長補佐

では、定刻となりましたので、ただいまから、第 1 回農薬第一専門調査会を開催させていただきます。

先生方には、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

なお、内閣府において、5 月 1 日よりクールビズを実施しておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

遅くなりましたが、私は、事務局の課長補佐を務めております永川と申します。僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたとおり、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」に基づき、Web会議システムを利用して参加いただく形で行います。

なお、このような事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとし、議事録につきましては後日、ホームページに掲載することで公開に代えさせていただければと存じます。

農薬に関する専門調査会をWeb会議形式で行うのは初めての試みですので、事務局に不慣れな部分も多く、議事進行に支障が生じる場合もあろうかと存じますが、何とぞ御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議事の 1 に進めさせていただければと思います。

このたび、4 月 1 日付をもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の

最初の会合に当たりますので、まず初めに、佐藤食品安全委員会委員長より御挨拶をさせていただきます。

○佐藤委員長

皆さん、こんにちは。聞こえておりますでしょうか。現在の状況に合わせて、今日はこのような形で会議を行わせていただきます。いろいろ不都合があるかと思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

このたびは、専門委員への就任を御快諾くださりありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げます。

既に安倍内閣総理大臣から、令和2年4月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。専門委員の先生方が所属される専門調査会については、委員長が指名することになっており、先生方を農薬第一専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会がリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことは非常に重要なことでもあります。

専門委員の先生方におかれましては、レギュラトリーサイエンスをはじめ、それぞれの分野の最新の科学的知見に基づき、リスクアナリシスの考え方にのっとり、総合的な判断で調査審議していただきたいと思っております。

リスクアナリシスの考え方や枠組みについては、食品安全委員会が創設されて以来、啓発を図ってきているところです。昨年は、私なりの理解でリスクアナリシスやレギュラトリーサイエンスの話をさせていただく機会が何回かありました。いずれそのような機会を作れればと願っております。

御存知のように、食品安全委員会は審議については原則公開ということになっております。実は昨日、委員会が開催されました。このような時期なので傍聴の方々においでいただくことはかないませんが、ネット配信で傍聴いただいたところでもあります。

申請者がある調査会では、データが公開されることで申請者の不利益になるような場合など、例外的に非公開で開催されます。

公開で開催される調査会においては、先生方のこれまでの研究から得た貴重な御経験を生かした御発言によって、傍聴の方々には先生方の科学的な議論を聞くことができますし、情報の共有にも資するものと考えております。

これまでに農薬に関する専門調査会では、延べ1,000件を超える、正確には1,082件ですが、そのような数の食品健康影響評価を終了していただいております。

食品安全委員会における農薬の評価におきましては、農産物に残留する農薬そのものだけでなく、農薬が農作物で代謝を受けて代謝物を生成する場合や、家畜に飼料として給与された飼料作物中の残留農薬が家畜で代謝されて畜産物中に残留する場合など、様々な形態で人が摂取する可能性を考慮し、総合的に評価していただくとともに、暴露のシナリ

オとしても一生涯にわたって毎日摂取した場合に加え、24時間又はそれよりも短期間の摂取による影響についても検討していただいていたところでもあります。

このように農薬に関する評価には、植物での代謝を含めてADME、毒性に関する幅広い知見が必要であり、毒性に関しても一般的な毒性学のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性など、さらには動物代謝、植物代謝など幅広い分野から9名の専門家に農薬第一専門調査会に御参画いただいております。

また、これまでの豊富な御経験をお持ちの先生方にも専門参考人として御参加いただいております。皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が初めて可能になるのだろうと考えております。

さて、農薬第一専門調査会の独自なものになりますが、農薬全般に関する事項や再評価に関する事項について調査審議を行うために設置されているのが農薬第一専門調査会でございます。令和3年度からは再評価制度も導入されます。このような状況から、農薬第一専門調査会の先生方におかれましては、引き続き農薬の評価が適切に行われるよう、農薬全般に関する事項についても御審議いただきますとともに、新たに加わる再評価についても最新の科学的知見に基づき行われるよう準備を進め、再評価の申請を契機として諮問を受けた際には、その諮問を受けた剤について御審議を行っていただきますようお願いいたします。

少し私の個人的な見方も交えて申し上げますが、この第一専門調査会は、農薬の今後の評価の司令塔になっていただく役割があるのだと思っております。再評価制度の導入に当たっては、再評価制度を科学の更新の絶好の機会と捉え、リスク評価者側からの再評価の意義は何か、科学の更新を透明性をもって示す具体的方法は何か等を、ぜひこの調査会で御検討いただければと思っております。

科学の更新、アップデートが何であるのかということについては、あるいはどうあるべきかについては議論のあるところではありますが、リスク評価においては評価している時点での科学の進歩に合った方法や考え方で評価することのアップデートであろうと思っております。つまり、既存のデータであっても最新の科学で評価し直すことが可能であろうし、また必要であろうと思っております。

また、逆に言えば、最新の科学で評価するには決定的に不足しているデータがもしあるとすれば、その提供をお願いすることになるかと思えます。そういった科学的な考え方をガイダンスなどとして文書化することが、透明性や一貫性のある評価には必要であろうとも思っております。

また、ガイダンス等は再評価のためだけのものではなく、これからの評価全体のアップデートへと広げていくべきものであらうとも考えてございます。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられております。食品中の残留農薬については、日頃より国民の皆さんの関心が高く、注目されているところでもあります。

専門委員の仕事は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく御尽力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございました。

今、負荷がかかってしまっていますので、ビデオを切っていただくようお願いさせていただいたところですが、もしまだビデオがつながっている方がおられましたら、ビデオを切っていただくようお願いいたします。

次に、Web会議形式で行う注意事項をまず先にお伝えさせていただければと思います。

1つ目、こちらは常時の内容となりますけれども、発言者の音質等向上のため、発言しないときはマイクとカメラをオフにさせていただくようお願いいたします。

2つ目でございますが、こちらは発言時の内容となりますが、基本はカメラをオフにいただいているのですけれども、カメラをオンにできる方は発言時だけオンにさせていただくことも可能でございます。カメラをオンにしても映らないような方もいらっしゃると思いますので、そこは映らなかったとしても音声が残っていればという形で進めていただければと思います。

実際に御発言いただく際には、まず、インスタントメッセージですね。今、会話というところに「入室しました」等々を記載いただきましたが、こちらに「挙手」という文字又は先生のお名前を入力していただき、座長が先生のお名前をお呼びしましたらマイクをオンにさせていただいて、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言が終了しましたら「以上です」と御発言をいただき、必ずマイクをオフにさせていただく形で御対応をお願いいたします。

3つ目でございますが、こちらは接続不良時の内容となりますけれども、会議中その通信環境により音声途切れて聞きにくい状況となってしまう場合、議論が分からないような状況が続く場合には、お手数ですが、今ちょっと堀本先生がメッセージを入れていただいていますけれども、インスタントメッセージに状況をお伝えください。こちらのほうから個別に先生の携帯等に御連絡させていただいて、1回退出させていただいて、再度入室をお試しいただく等の対応をさせていただければと思いますので、事務局のほうまでお電話をいただけますようお願いいたします。こちらがWeb会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第のほか、

資料1-1として、食品安全委員会専門調査会等運営規定、

資料1-2として、テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への

出席について、

資料 1－3 として、食品安全委員会における調査審議方法等について、

資料 1－4 として、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について、

資料 2 として、農薬第一専門調査会専門委員等名簿、

資料 3 として、農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について（案）、

資料 4 として、残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて（案）、

資料 5 として、食品安全委員会での審議等の状況、

参考資料 1 として、食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について、

参考資料 2 として、農薬に関する専門調査会での審議状況一覧、

参考資料 3 として、令和 2 年度食品安全委員会運営計画、

机上配布資料として、残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて、

机上配布資料以外の資料は、近日中にホームページに掲載されます。

資料の不足等はありませんでしょうか。

また、参照資料等につきましては、事前にお送りしました資料を御覧いただけましたら幸いです。

以上で資料の説明を終了いたします。

続きまして、専門委員の紹介に入らせていただければと思うのですが、堀本先生はちょっと今は回線がつながりにくい状況になっているということで、こちらで対応しておりますけれども、議事は進めさせていただいて、また堀本先生が戻ってこられたときに先生の部分について御発言といいますか、御紹介させていただければと思います。

議事 2 として、専門委員等紹介でございます。専門委員、専門参考人につきまして、私からお名前の五十音順に御紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたらマイクをオンにさせていただき、一言御発言いただけましたら幸いです。発言が終わられました方は、マイクオフをお願いいたします。

では、御紹介させていただきます。

浅野哲専門委員でございます。

○浅野専門委員

国際医療福祉大学の浅野です。よろしく願いいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、小澤正吾専門委員でございます。

○小澤専門委員

岩手医科大学薬学部の小澤正吾です。どうぞよろしくお願ひします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、小野敦専門委員でございます。

○小野専門委員

岡山大学の小野です。よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

栞形麻樹子専門委員でございます。

○栞形専門委員

国衛研の栞形です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、清家伸康専門委員でございます。

○清家専門委員

農研機構の清家と申します。よろしくお願ひいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、本間正充専門委員でございます。

○本間専門委員

国立衛研の本間です。4月から副所長に就任しました。よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

本間先生、もし今日発言される場合には、もう少し前でお話しいただけると助かるところでございます。

○本間専門委員

分かりました。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、松本清司専門委員でございます。

○松本専門委員

信州大学の松本です。よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、美谷島克宏専門委員でございます。

○美谷島専門委員

東京農業大学の美谷島と申します。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

本日は、以上の8名の専門委員に御出席いただいております。

また、専門参考人の御紹介をさせていただきます。まず、赤池昭紀専門参考人でございます。

○赤池専門参考人

和歌山県立医科大学の赤池でございます。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、堀本政夫専門参考人でございます。

○堀本専門参考人

堀本です。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、増村健一専門参考人でございます。

○増村専門参考人

国立衛研の増村です。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、與語靖洋専門参考人でございます。

○與語専門参考人

日本植物調節剤研究協会の與語と申します。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、義澤克彦専門参考人でございます。

ちょっと今、回線が少し混雑していると思われるので、義澤先生につきましてはまたつながりましたら、一言いただきたいと思っております。

以上、今日は5名の専門参考人に御出席をいただいているところでございます。

なお、中島美紀専門委員につきましては、本日は御都合により御欠席との御連絡をいただいておりますので、お名前のみ紹介させていただきます。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いただきました佐藤委員長、農薬に関する専門調査会の主担当の吉田委員、副担当の川西委員が御出席です。

事務局につきましては、本日、Web会議又は委員会室から、小川事務局長、鋤柄次長、近藤評価第一課長、入江評価調整官、このほか、評価第一課から事務局員が参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事3に移らせていただきます。専門調査会の運営等について、課長の近

藤より御説明いたします。

○近藤評価第一課長

食品安全委員会事務局の近藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議事3、専門調査会の運営等について御説明させていただきますので、資料1-1、1-2、1-3、それから、参考資料1をお手元に御準備いただければと思います。

まず、資料1-1、食品安全委員会専門調査会等運営規定を御覧ください。

専門調査会の設置等に関しまして、こちらの第2条に各専門調査会の所掌事務を定めております。

1枚おめくりいただきまして、別表でございますけれども、農薬に関しまして、農薬第一専門調査会、本専門調査会と、その下に、農薬の第二から第五の専門調査会が記載されております。

農薬の第一専門調査会につきましては、農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること、農薬の二から五の専門調査会の所掌に属するものを除くと規定されております。

こちらは文章だけでは少々分かりにくいので、参考資料1を御覧いただければと思います。先ほど、佐藤委員長の挨拶の中でも触れさせていただきましたけれども、農薬の専門調査会につきましては、本年3月の食品安全委員会におきまして、この運営規程の一部改正を行っております。

参考資料1は、その際の資料でございます。案とついておりますけれども、3月24日の委員会でこの案が了承されて、先ほどの資料1-1のとおり改訂されているところでございます。

先ほどの委員長からの挨拶の中でも触れさせていただきましたとおり、農薬に関しましては再評価制度が導入されるということで、1.趣旨のところにも書かれておりますとおり、今後、農薬に関する食品安全評価の件数が大幅に増加することが見込まれているということでございます。

こういったことを踏まえまして、迅速、効率的な調査審議のために専門調査会の体制整備を行ったというのが、こちらの規程の改訂でございます。

第一専門調査会につきましては、趣旨のところの下から6行目になりますけれども、農薬全般に関する事項や再評価に関する事項について調査審議を行う第一専門調査会となっております。個別の品目につきましては、第二から第五の専門調査会で審議をする、このようなこととさせていただきます。

それでは、資料1-1にお戻りください。

第2条の3でございますけれども、専門調査会に座長を置くと。座長は、専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされております。

また、座長には、当該専門調査会の事務を所掌していただきまして、座長に事故がある

ときなどを踏まえて、あらかじめ指名する者がその職務を代理するというので、座長代理につきましても、後ほど、指名をお願いしたいと思っております。

続きまして、第4条でございますけれども、座長がこの会議の招集と議長を務めていただくというふうに定められているところでございます。

続きまして、資料1-2を御覧いただければと思います。

こちらは、同じく食品安全委員会の決定でございます。これは案となっておりますが、本年4月9日の委員会です承されております。「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」ということでございまして、冒頭、事務局から御説明させていただきましたとおり、天災とか感染症の蔓延の防止など、やむを得ない事情の場合には、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって出席することができるようになっておりますので、本日、このような形での会議を開催させていただいております。

続きまして、資料1-3をお手元をお願いいたします。食品安全委員会における調査審議方法等についてでございます。

こちらも食品安全委員会の決定でございますけれども、いわゆるCOI管理について定めているものでございます。

資料1-3の、2 委員会等における調査審議等への参加の部分を御覧いただければと思います。

(1)ですけれども、その調査審議の公平性、透明性を高めるために、ここの(1)の①から裏側に参りまして⑥に該当する場合には、調査審議等への参加をお避けいただくと、参加しないということがございます。具体的には、申請資料等の作成者である場合等々でございます。

それから、その内容を確認するために裏面を御覧いただきまして、(2)でございますけれども、確認書というものを提出していただくことになっております。

本日は、改選後初の専門調査会でございますので、資料1-4といたしまして、先生方から御提出いただきました確認書を資料として提出しているところでございます。

また、その下の(3)でございますけれども、任命された日以降、本日御提出いただいておりますけれども、またこの状況が変わった場合には、確認書を御提出いただくこととなっておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、専門調査会の運営等について御説明させていただきましたけれども、これまでのところに関しまして、何か御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、特にございませんようですので、御説明いたしました内容につきまして御確認と御留意いただきまして、専門委員をよろしく願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、議事4、座長の選出、座長代理の指名に入らせていただきたいと思います。

先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項により、

専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされています。どなたか御推薦いただける方はございませんでしょうか。

では、小澤先生から挙手がありましたので、小澤先生、お願いいたします。

○小澤専門委員

小澤です。

座長につきましては、浅野専門委員が適任と考えますので、御推薦いたします。

以上です。

○永川課長補佐

かしこまりました。

続きまして、栗形先生からも挙手がありますので、栗形先生、お願いします。

○栗形専門委員

栗形です。

私も浅野専門委員が適任だと考えます。御推薦いたします。

以上です。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、本間専門委員からも挙手がありますので、よろしくお願いいたします。

○本間専門委員

私も浅野専門委員が適任だと思いますので、推薦します。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

ただいま、小澤専門委員、栗形専門委員、本間専門委員から、浅野専門委員を座長にという御推薦がありました。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、ほかに御推薦はないようでございますので、こちらをもちまして、座長に浅野専門委員が互選されました。

それでは、浅野座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○浅野座長

御推薦ありがとうございます。国際医療福祉大学薬学部の浅野です。

先ほど来、佐藤先生から、今度の新しい農薬第一専門調査会でのミッションというものを伺っておりまして、今回は再評価制度も入ってきますので、非常に気の引き締まる思いをしている次第でございます。その中で座長という重責を担うわけなのですけれども、幸い、専門委員の先生方、それから、専門参考人の先生方、皆さん顔見知りですので、先生方にはまた相変わらず御指導、それから、サジェスションをいただきながら食の安全確保のために努めていきたいと思っております。どうか皆さん、よろしくお願いいたします。

以上です。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は、浅野座長をお願いいたします。

○浅野座長

それでは、議事の進行を引き継がせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、私から、小野専門委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小野専門委員

岡山大学の小野です。

浅野座長からの御指名とあれば、お引き受けさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○浅野座長

お引き受けくださいますとどうもありがとうございます。

それでは、小野座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○小野座長代理 先ほど、浅野座長からもありましたように、農薬調査会についての体制が変更になって、しかも第一専門調査会という、以前でいえば幹事会、それとはちょっと違うものだとは思いますが、なかなか重責だと思います。浅野先生を助けながら運営していきたいと思っておりますので、皆さん、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○浅野座長

それでは、続きまして、事務局から食品安全委員会における調査審議方法等について、平成15年10月2日食品安全委員会決定に基づき、必要となる専門委員等の調査審議等への参加に関する事項について、報告を行ってください。

○永川課長補佐

それでは、本日の議事に関する専門委員等の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事について、先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する先生はいらっしゃいません。

○浅野座長

提出いただいた確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。ちょっと見えないうすけれども、ないようですよね。

○永川課長補佐

はい。挙手や御名前を入力されている先生はおられません。

○浅野座長

それでは、議事5に進んでよろしいですか。

○永川課長補佐

お願いします。

○浅野座長

議事5、農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点についてに入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○永川課長補佐

それでは、資料3に基づき、「農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について（案）」に関しまして御説明申し上げます。

先ほど、課長の近藤から御説明しましたとおり、本年3月末で農薬専門調査会が廃止となりましたことに伴い、3つの運営に関わる文書が廃止となりました。

1つ目は、農薬専門調査会の運営体制に関する事項、

2つ目は、農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について、

3つ目は、農薬専門調査会の運営等について、

でございます。

4月以降の農薬に関する専門調査会におきましても、農薬の食品健康影響評価に係る調査審議が円滑に進みますよう、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条に基づく農薬第一専門調査会の所掌事務等を踏まえ、農薬専門調査会の廃止となりました3文書で上げられておりました留意点の継承を含めて、農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議に係る留意点をまとめた文書案を作成しております。

農薬専門調査会の廃止となりました3文書での継承事項以外を中心に概要を御説明します。

まず1番の（1）、（2）でございますが、こちらは、農薬第一専門調査会が再評価に関する事項について調査審議を行うことから記載したものでございます。

（1）は、令和3年度から導入される再評価制度が始まる前に再評価における留意点に係る準備を行うというもの。

（2）は、令和3年度からこちらに記載の時期までに再評価の申請が行われることとなっており、再評価の申請を契機として諮問を受けた場合は、当分の間、農薬第一専門調査会で調査審議するというものでございます。

（3）は、旧農薬専門調査会幹事会が担当しておりました残留農薬に関する食品健康影響評価指針について、農薬全般に関する事項について調査審議を行う農薬第一専門調査会がその役割を継承し、最新の科学的知見などを踏まえて改訂を行うというものです。

（4）は、農薬に関する専門調査会の改編により、農薬第二、第三、第四、第五専門調査会は個別の剤の調査審議を行い、農薬全般に関する事項について農薬第一専門調査会が調査審議を行うこと、

とされていることから、農薬の評価に横断的に検討すべき事項があるなど、農薬第二から第五専門調査会で結論が得られない場合に、農薬第二から第五専門調査会の座長から農薬第一専門調査会に検討依頼をすることができ、その検討依頼を受けた剤の農薬第一専門調査会での調査審議に係る留意点を記載したものでございます。

2ページの(5)でございますが、旧農薬専門調査会幹事会が担当しておりました評価書評価について、農薬第一専門調査会でその役割を継承するというものです。

こちらにつきまして、與語先生よりコメントをいただいております、「農薬専門調査会における評価書評価に関する考え方において出てくる幹事会の表現を農薬第一専門調査会に置き換えて考えればよい」ということ、また、資料3の2ページ3行目から、「また、必要に応じ、当該考え方の改訂も検討する」とあることから、現時点での修正は不要であると考えますといった内容でございます。

與語先生からの御意見を踏まえ、評価書評価を行う際にはこちらの農薬専門調査会決定の改訂の必要性も含めて検討することとし、本資料3につきましては原案どおりとさせていただきます。

続きまして、(6)でございますが、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条の所掌事務において、農薬第一専門調査会は農薬第二から第五専門調査会の所掌に属するものを除く農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することとされておりますので、個別の剤を審議する農薬第二から第五専門調査会の所掌以外の部分を幅広く拾いますバスケットクローズの項目を入れさせていただいております。

続きまして、2の(1)でございますが、13行目から、農薬に関する専門調査会の改編により改正された運営規程第2条に基づき、食品安全委員会委員長が農薬第二から第五専門調査会が調査審議する専門調査会を指定するという内容でございます。

16行目からになります。効率的な諮問剤の指定に向けた事務局から専門調査会の座長への了解について、旧農薬専門調査会での効率的な手法を継承する内容となっております。

続きまして、3ページの評価の実施について、3行目からになります。運営規程第2条に基づき、農薬第二から第五専門調査会は食品安全委員会委員長が指定する農薬についての調査審議を担当することについて記載するとともに、4行目以降に、評価書案たたき台について、専門調査会の中で文言を最終化することにより、調査審議の透明性を確保するといった内容を、廃止となった文書から継承する内容となっております。

6行目から、1の(4)の検討依頼案件に関する依頼に当たっての留意点及び農薬第一専門調査会で得られた結論の報告に係る内容を記載しております。

続きまして、14行目から、効率的な評価のために重版剤の取扱いに係る留意点、こちらを廃止となった文書から継承しております。

続きまして、23行目から、企業関係者等の参加についての内容です。こちらを廃止となった文書から継承しております。

28行目から、農薬の食品健康影響評価に関する審議の基本的な考え方についてというこ

とでございますが、基本的に廃止となった文書から継承し、31行目、指針及び農薬第一専門調査会で決定した考え方を踏まえて評価すること。

また、4ページ目の6行目、再評価時における食品健康影響評価に必要なデータの考え方について、こちらはその指針に基づく内容を記載しております。

4番ですけれども、専門調査会の公開について、そして、5番のその他です。こちらにつきましては廃止となった文書から継承しているものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

○浅野座長

ただいまの事務局からの御説明につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

與語先生に御指摘いただいた場所は、與語先生、大丈夫でしょうか。

○與語専門参考人

與語です。

先ほど事務局のほうから対応について説明がございましたけれども、それで結構かと思えます。

以上です。

○浅野座長

ありがとうございます。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

なさそうですので、以上で、農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点についての審議を終了いたしました。事務局からの連絡事項を含めて、ここまでで何かございますでしょうか。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

こちらの農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点につきましては、農薬のうち委員長が指定するものの食品健康影響評価について、それぞれの剤を調査審議する農薬第二から第五の専門調査会での調査審議においても同様に留意すべき点ではございますので、これらの専門調査会にも報告させていただきます。

○浅野座長

ありがとうございます。

ほかに御意見等ありませんか。

そうしましたら、次の議事に進みたいと思います。

それでは、議事6です。残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについてに入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○永川課長補佐

資料4に基づき、「残留農薬の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の取扱いについて（案）」について御説明申し上げます。

平成20年11月に旧農薬専門調査会幹事会で審議いただきました、コリンエステラーゼ阻害作用を有する安全性評価の在り方につきまして、昨年、農薬専門調査会評価第一部会で審議いただきました、カルボフラン、カルボスルファン、ベンフラカルブにおける議論をはじめとする、コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の審議において議論いただいた内容と、そして、JMPR、EPA、EFSA等の海外評価機関におけるガイダンス等といったものを踏まえまして、主に赤池先生に御相談させていただきつつ、改めて事務局で考え方の整理を行い、資料4のとおり案を作成しておりますので、御審議をお願いいたします。

なお、こちらは、残留農薬に関する食品健康影響評価指針の関係資料とされておりますので、追って該当部分を、この案が成案になりましたらそちらに差し替えまして、当該指針の改訂を行うことを考えております。

まず、事務局から、主に平成20年度の幹事会決定から変更している部分について概要を御説明させていただければと存じます。

初めに、1. 背景の部分でございますが、8行目になりますけれども、コリンエステラーゼ活性阻害データが検体投与による影響の有無を示唆する重要な指標と位置づけるとともに、指針の関係資料として、ほかに掲載されている文書と同様に、15行目になりますけれども、この評価の考え方を現時点における科学的知見に基づく基本的考え方を整理したものと位置づけまして、国際的な評価基準の動向、国内外の科学的知見などを勘案して、必要に応じて見直すといったものを記載するものとしております。ほかのいわゆる指針にぶら下がっている関係資料といったものとの並びを取っているというものでございます。

続きまして、2番目でございますが、コリンエステラーゼ活性阻害の主要評価項目についてでございます。

こちらは、神経組織のアセチルコリンエステラーゼ活性阻害データ、そして、赤血球アセチルコリンエステラーゼ活性阻害データ、さらに、血漿コリンエステラーゼ活性阻害データの3つについて、それぞれのデータの特性について記載するとともに、神経系に対する毒性影響の有無を示唆する生物学的指標となり得るかどうかといったところを中心に記載するものとしております。

それぞれの特性の部分につきましては、JMPRやEPA等の海外評価機関におけるガイダンスを参考に、平成20年度版より情報を拡充したものとなっております。

続きまして、3ページ目の3番、食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ活性阻害の取扱いの部分でございますが、こちらはこの基本的考え方の中で、平成20年度版は統計学的有意差があることを前提に、20%以上のアセチルコリンエステラーゼ活性阻害を毒性影響とすることとしておりましたが、昨年のカルボフラン等の評価第一部会における評価経験等と、あとはJMPRやEPA、EFSA等の海外評価機関におけるガイダンス等を踏まえまして、統計学的有意差を伴うアセチルコリンエステラーゼ活性阻害、こちらが20%

以上が認められない場合であっても、コリン作動性所見の有無であったり、アセチルコリンエステラーゼ活性測定を試料採取時期であったり、データの用量相関性等の留意事項といったもののほか、利用可能な全ての試験成績も考慮して毒性影響か否かを総合的に判断するものと記載しまして、原則のルールはあるのですけれども、試験成績などからケース・バイ・ケースで総合的に判断するというような内容となっております。

続きまして、今挙げさせていただいた留意点というか留意事項の情報につきましての3の(2)以降に6つ、コリン作動性所見との関連、アセチルコリンエステラーゼ活性阻害測定のための試料採取時間、そして、赤血球アセチルコリンエステラーゼ活性測定に係る技術的課題であったり、ベースライン値の取扱いであったり、成熟動物と幼若動物に対する感受性であったり、脳試料の取扱いであったり、こういった6点について詳細を追記する内容としております。

5ページ目になりますが、3の(3)、ADI及びARfDの設定に当たっての考え方としましては、アセチルコリンエステラーゼ活性阻害が最も感受性の高い毒性指標と考えられる場合には、先ほどの3の(2)で上げられている留意事項も踏まえ審議することのほか、審議の結果、十分な評価が困難と判断した場合には、リスク管理機関に対して追加の試験成績等の情報の提出を要求する又はデータの不確実性を考慮した追加の安全係数を用いるといった内容を加えたものとなっております。

ヒトのデータでございますけれども、ヒトの試験データが重要という部分につきましては平成20年度版と同様でございますが、残留農薬に関する食品健康影響評価指針での記載と同様に、その試験の信頼性などを総合的に判断するといった内容を加えております。

事務局からの御説明は以上となります。

なお、本案に関し事前にお送りしましたところ、先生方から特段のコメントはいただけていないところですので御報告いたします。御議論のほど、よろしく願いいたします。

○浅野座長

御説明ありがとうございます。

ただいまのとおり、事務局からの説明及び先生方から特段のコメントは出ていないという報告がありましたけれども、この考え方の整理に当たって事務局から相談を受けられた赤池先生のほうからも、専門的な御知見に基づいて御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

赤池先生、よろしく申し上げます。

○赤池専門参考人

赤池です。

それでは、私の方から、この取扱いのたたき台の補足説明を少しさせていただきたいと思っております。

特に、これまでも議論でいろいろと皆様からも御意見が出たところですのでけれども、このたたき台の3ページの3. 食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ活性阻害の取扱

いのところを、皆様、お聞きいただけますでしょうか。

今さら言うまでもないことですが、コリンエステラーゼはアセチルコリンエステラーゼとブチリルコリンエステラーゼの2種類があります。ここでいろいろと問題になっているところは、アセチルコリンエステラーゼに対する阻害活性というものがいろいろと問題、毒性の原因になるのかというところ です。

アセチルコリンエステラーゼは御存知のように、アセチルコリンという神経伝達物質を分解する酵素であるということで、分布は中枢神経系、それから、末梢では運動神経、自律神経といったところの標的器官側の、いわゆるポストシナプスと言われているところですが、その細胞外の膜状に存在します。アセチルコリンが遊離されると、ミリ秒オーダーでアセチルコリンエステラーゼの触媒作用によって分解され失活し、いわゆるスイッチがオフの状態になります。

このようにちょっと長々と説明させていただきましたが、毒性指標として見る場合に、アセチルコリンエステラーゼ活性の阻害を見るということは、いわゆる神経化学的影響、ニューロケミストリーのほうの影響を見るということになります。

ただ、例えば痙攣のような行動学上の変化や、下痢や流涎のような副交感神経刺激誘発作用が見られるといった機能的影響がありますけれども、これらの影響がアセチルコリンニューロンを介する間接的な作用であるということがコリンエステラーゼ阻害薬の特徴であるという点から、神経化学的影響とするか機能的な影響というものが必ずしも一致しないという、非常に大きな特徴があります。

両方が一致すれば非常に解釈が簡単であるわけですがけれども、一致したり一致しなかったりということがあるといことで、その結果として神経化学的な指標であるアセチルコリンエステラーゼ阻害活性で評価するということが、この3ページの3番の食品健康影響評価におけるコリンエステラーゼ活性阻害の取扱いの背景になっているということ を、まず御理解いただきたいと思 います。

ここの12行目に「毒性影響とする」として、注釈として8番が入ってしまして、3ページの下にありますけれども、こちらにEPAの文書から引用されたものがありますけれども、こちらの方でも、20%の根拠というのがなかなか難しい点があり、これまでも20%阻害されればいわゆる神経化学的な指標としてほぼ間違いなく阻害されているということが言えるということです。統計学的にもこのぐらいから確実に有意差が出てくるといったようなことがあるために、20%というのを一つの指標としてアセチルコリンエステラーゼに対する阻害活性を見ているということになっております。

ただ、その後に本文のほうではただし云々と書かれて、先ほど事務局からも説明がありましたけれども、いろいろな要素があるためにその条件に応じては別途判断する必要があるということを書き加えていただいているということになります。

以上でございます。

○浅野座長

赤池先生、どうもありがとうございました。

では、初めから順に議論を進めていきたいと思えます。

今の事務局、それから、赤池先生の御説明に関しまして、どなたか御意見又は御質問等ありますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、今後の進め方について事務局より御説明をお願いします。

○永川課長補佐

すみません。川西先生が挙手されています。

○浅野座長

では、川西先生、お願いいたします。

○川西委員

川西です。

2点、基本的なことだと思いますけれども、確認させていただきたいことがあります。

3ページの3番目の基本的考え方で、「統計学的有意差を伴うアセチルコリンエステラーゼ活性阻害（20%以上）が認められない場合であっても」となっていますが、ここの言いたいことは、「20%のアセチルコリンエステラーゼ活性阻害に有意差が認められない場合であっても」ということですね。例えばこれ、括弧で20%以上と書いてあるので、これに有意差を伴うという条件と20%以上ということが両方文章の中に入っていますけれども、言わんとしているのは、20%以上のアセチルコリン活性阻害に有意差が認められない場合であってもというのがここの趣旨ですかということが、確認したいことの1つめです。

○浅野座長

赤池先生、いかがでしょうか。

○赤池専門参考人

ここの部分ですけれども、川西先生が御指摘になったように、アセチルコリンエステラーゼ阻害活性が20%以上あってもという、統計的な有意差がないというケースであっても条件によっては総合的に判断して毒性とみなすということがまず含まれるということだと思います。

ただ、もう1つは、統計的に有意差があり、さらにアセチルコリンエステラーゼ阻害活性が20%に満たないといった場合でも試験の条件、成績等、あるいは特に試料採取の時期によって毒性があると判断する場合もあるということで、ここは有意差を伴うかどうか。それから、20%以上であるかどうか。どちらも満たさない場合であってもという読み方だろうと考えておりました。

以上です。

○浅野座長

ありがとうございます。

川西先生、いかがでしょうか。

○川西委員

分かりました。

それから、もう1点は、ひょっとして、分からないということであればそれでもいいと思うのですけれども、2ページ目の5番目の脚注で、「赤血球のアセチルコリンエステラーゼが細胞膜外面に存在する膜結合性酵素」ですが、こういう「アセチルコリンエステラーゼ阻害剤以外の酸化ストレスを引き起こすような化学物質でも間接的に活性が阻害される可能性がある」という書き方なのです。これは科学的な話かもしれませんが、活性酸素種が直接攻撃するという話なのか、それとも例えばグルタチオンなんかが減って酸化されやすくなるみたいなことなのか。何か分かっていたら御教示いただければと思います。

以上です。

○浅野座長

ありがとうございます。

この辺も赤池先生、いかがでしょうか。

○赤池専門参考人

赤池です。

この赤血球に発現しているアセチルコリンエステラーゼの酸化ストレスによる活性の阻害という現象については、私も具体的にデータを見ているわけではありませんので、はっきりとお答えすることはできませんが、恐らく酸化ストレスと書いてありますので、実際にアセチルコリンエステラーゼのタンパク質の触媒活性というのは、活性酸素種で減弱するということはありますので、そういった、川西先生がおっしゃっていた第1の可能性、活性酸素種による活性の阻害ということが少なくとも入るのではないかと思います。

ただ、2番目におっしゃっていた可能性がどうかということについては、私も存じ上げません。

以上です。

○浅野座長

ありがとうございます。

川西先生、いかがでしょうか。追加の質問とかコメントはありませんか。大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の進め方について、事務局より説明してください。

○永川課長補佐

すみません。事務局よりちょっと後出し的なところで大変申し訳ございませんが、今、先生方に見ていただいている案を送付した後に、少し文言の整理をした方がいいのかなという部分が1点だけございまして、そちらを御相談させていただいてもよろしいでしょうか。

3ページに、この毒性評価で対象とするのがアセチルコリンエステラーゼ活性阻害の明確な指標となる脳及び赤血球の試験結果を評価対象項目とし、全血及び血漿コリンエステ

ラーゼ活性阻害データについては毒性影響の指標として採用しないということと、あと下の注釈を記載しているのですけれども、大変申し訳ございません。血漿については、前段の2の(3)のほうでもほぼほぼブチリルコリンエステラーゼの含量が高いというところで、前回の平成20年度版もそれは指標として対応しないだろうというところだったのですが、全血についてはそこそこアセチルコリンエステラーゼも含まれているところがありますので、全血を採用しないとするというよりは、少しケース・バイ・ケースで考えていくという形に修文させていただけるとありがたいところをございまして、少々画面に映させていただきますのでお待ちください。

こちらになります。本文の方からは「全血」の記載を削除するのですが、やはりその注釈のほうで、全血はその血漿由来のコリンエステラーゼも含まれることから、アセチルコリンエステラーゼ活性阻害の程度を踏まえて、ケース・バイ・ケースで検討するという内容とさせていただけると、その文章のバランスが、血漿と全血を同じレベルで書くというよりは、少しレベルを変えて記載させていただければと考えております。

度々の確認となりまして恐縮ですけれども、こちらについて、特に赤池先生に御確認いただけましたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○浅野座長

今の事務局の御提案につきまして、御意見等ある先生はいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○赤池専門参考人

赤池です。

事務局案に賛成いたします。確かに全血の場合、アセチルコリンエステラーゼもというか赤血球も含まれますので、こちらのほうは特に変化がなかったような場合は当然データとして採用される可能性があると思います。

ということで、全血はここから削除するというところでよろしいかと思えます。

以上です。

○浅野座長

ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、今後の進め方について、事務局より説明をお願いします。

○永川課長補佐

では、本日御審議いただきました本資料について、こちらの修正を行いました内容で農薬第一専門調査会決定とさせていただきまして、農薬第二から第五専門調査会にも共有させていただきたいと存じます。

なお、先ほども申し上げましたが、本文書に関しましては追って残留農薬に関する食品健康影響評価指針の関係資料の該当部分を改訂する予定としております。

以上です。

○浅野座長

それでは、その他の議事に移ります。

まず、食品安全委員会での審議等の状況についてです。事務局より説明をお願いします。

○永川課長補佐

資料5になります。リスク管理機関への通知でございますが、こちらは4月21日に1剤について通知を行っている状況でございます。

○浅野座長

以上、事務局から説明がありましたけれども、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。大丈夫ですか。

そうしましたら、続いて事務局より説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長

事務局の近藤でございます。

参考資料3に基づきまして、令和2年度の食品安全委員会運営計画について、簡単に御説明をさせていただきます。参考資料3をお手元にお願いいたします。

こちらが、本年3月に決定されました令和2年度の食品安全委員会の運営計画でございます。

目次の後、1ページ目に審議の経緯がございます。企画等専門調査会での調査審議を経ましてパブリックコメントを実施し、本年3月31日に第778回食品安全委員会で決定をされております。

それでは、内容につきましては、農薬に関する部分を中心に御説明申し上げます。2ページを御覧ください。

第1といたしまして、令和2年度における委員会の運営の重点事項というものを定めております。

(2)の部分でございますけれども、①から④まででございます。

①といたしましては、食品健康影響評価の着実な実施ということでございまして、その冒頭のaの部分、これまで何度かお話が出ておりますけれども、農薬の再評価制度に向けた取組の推進ということでございまして、令和3年度から開始される再評価に向けまして、リスク管理機関と連携しつつ円滑に評価を進めることができるように準備作業を進めることとしております。

また、2ページ目の下のほうの② リスクコミュニケーションの戦略的な実施。

次のページに行っていただきまして、③ 研究・調査事業の活用、④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化といった、これらの4点が重点事項とされているところでございます。

続きまして、第2 委員会の運営全般でございます。

このうち、(3)に食品健康影響評価に関する専門調査会の開催というのがございます。本農薬に関しましては非常に件数が多いものでございますけれども、効率的な調査審議を

進めていきたいと考えております。

4 ページ目に参りまして、第3 としまして、食品健康影響評価の実施がございました。

1 としまして、リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施といたしまして、(1) でございますけれども、早期に評価が終了するよう計画的・効率的な調査審議を進めてまいります。

また、(2) でございますけれども、企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価につきましては、1 年のうちに評価結果を通知できるように進めてまいりたいと思います。

また、(3) としまして、いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価についても記載がございました。

2 としまして、評価ガイドライン等の策定がございました。

2 パラ目に記載がございましたけれども、農薬につきまして再評価制度の開始も見据えまして、食品健康影響評価指針の改訂に向けて精力的に検討を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、5 ページ以降にございますけれども、第4 としまして、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視。

また、第5 としまして、食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進。

7 ページに飛びますけれども、第6 リスクコミュニケーションの促進などを記載しているところでございます。

10 ページまで飛んでいただきますけれども、第7 としましては、緊急事態への対処につきましても実施をしております。

また、その下の第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用につきましても記載がございました。

11 ページに、最後に第9 としまして、国際協調の推進として、国際会議等への委員、事務局職員の派遣などについて記載がございました。こちらは本年3月に決定されているものでございますので、新型コロナウイルスの世界的な状況も受けまして計画が若干見直し、変更になっているところもございますけれども、年度当初といたしましてはこのような計画を立てているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、本年度の運営計画について御説明させていただきました。

以上でございます。

○浅野座長

ありがとうございます。

以上、事務局からの説明がありましたけれども、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。大丈夫ですか。

国際会議に関しては、スケジュールが大分変わってしまっていますよね。これは今の状

況では仕方のないことだと思います。また変更が出てくると思います。

そうしましたら、続いて、事務局よりまた御説明をお願いいたします。

○永川課長補佐

次は今後の日程となるのですけれども、先ほどの議事2の中で専門委員等紹介を私の方から進めさせていただいたのですけれども、その中で義澤克彦専門参考人が少し音声の都合が悪かったのですけれども、途中から入られているようですので、一言お願いしてもよろしいでしょうか。

○浅野座長

義澤先生、よろしく申し上げます。

○義澤専門参考人

武庫川女子大学の義澤です。

音声の調子が悪いようで申し訳ございません。よろしく申し上げます。

以上です。

○浅野座長

義澤先生、よろしく申し上げます。

それでは、会議日程をよろしく申し上げます。

○永川課長補佐

では、今後の農薬第一専門調査会の開催予定でございますが、次回の農薬第一専門調査会の日程は現在検討している状況でございます。

また、農薬第二専門調査会から農薬第五専門調査会につきましては、5月29日金曜日に農薬第二専門調査会、6月5日金曜日に農薬第三専門調査会、6月11日木曜日に農薬第四専門調査会、6月8日月曜日に農薬第五専門調査会を予定しているところでございます。

○浅野座長

ありがとうございます。

今後の調査会につきましてはやはりあれですか、東京都の緊急事態宣言とかが解除でface to faceとかに変更とかはあるのですか。

○永川課長補佐

そこもやはり流動的な部分がございますが、また事務局内で整理をして先生方に御連絡させていただければと思うのですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにやむを得ずというところがございますので、緊急事態宣言が解除された後にどのような感染症の状況となるか、もしくは行政的な措置がどうなるかというところを踏まえまして、どういう開催形式でやるかということも含めましてまた先生方には御連絡さしあげますので、もうしばらくお待ちいただくと助かります。

○浅野座長

分かりました。

そのほか、先生方から御意見、御質問等ありますでしょうか。

○永川課長補佐

すみません。今、局長のほうから挙手がございます。

○浅野座長

お願いします。

○小川事務局長

小川でございます。

座長のほうから、今後の専門調査会の持ち方ということで御指摘がありましたので、永川のほうからも少々説明がございましたが、基本的な考え方について一言触れさせていただきます。

御存知のとおり、緊急事態宣言が起きて県外に動かないという指導があったことから、このような特例措置を作って、こういった形での専門調査会の開催を現在しております。

そして、緊急事態宣言が今度は解除された後ということになりますが、恐らく、前回に一部解除された場合にも県外への移動というものはなるべく控えるようにという、緊急事態宣言とは別に、人の移動というものがどういう規律になっていくのかということがありますので、それを踏まえて考えていくと。

あるいは、最近、東京の感染者数は少なくなってきておりますので、東京が例えば解除されても、ほかのエリアでまだ続いているということになりますと、例えばハイブリッドですね。一部の方は食品安全委員会に来ていただく、それとともに移動制限のかかっているようなところの方はWebで参加していただくというハイブリッド形式も考えていかなければいけないのかなと思っておりますが、いずれにしても政府としての方針が決まった後、どういったことが可能になるかということを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○浅野座長

どうもありがとうございました。

ほかに委員の先生方から質問等ございますでしょうか。

では、なさそうですので、事務局からほかに何か連絡事項等ありますでしょうか。

○永川課長補佐

ございません。

○浅野座長

それでは、これで本日の議事を終了いたします。

以上をもちまして、第1回農薬第一専門調査会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以上